

第 27 号議案

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件

平成 31 年 5 月 1 日をもって篠山市が市の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により、議決を求める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表及び別表第 2 号表中「、篠山市」を「、丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

第 27 号議案 要旨

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更（要旨）

1 協議理由

平成 31 年 5 月 1 日をもって篠山市が市の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要性が生じたため。

2 協議内容

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、「篠山市」が「丹波篠山市」に名称変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更すること。

3 施行期日 平成 31 年 5 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案																			
<p>別表第1号表</p> <p>洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、<u>篠山市</u>、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市</p> <p>兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合</p>				<p>別表第1号表</p> <p>洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、<u>丹波篠山市</u>、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市</p> <p>兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合</p>																			
<p>別表第2号表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">市 郡</th> <th style="width: 20%;">市町長が互選する数</th> <th style="width: 50%;">市長の議会の議長が互選す</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				地 区	市 郡	市町長が互選する数	市長の議会の議長が互選す					<p>別表第2号表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区</th> <th style="width: 15%;">市 郡</th> <th style="width: 20%;">市町長が互選する数</th> <th style="width: 50%;">市長の議会の議長が互選す</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				地 区	市 郡	市町長が互選する数	市長の議会の議長が互選す				
地 区	市 郡	市町長が互選する数	市長の議会の議長が互選す																				
地 区	市 郡	市町長が互選する数	市長の議会の議長が互選す																				

			る数
(略)	(略)	(略)	(略)
第 4 区	豊岡市、篠山市 、養父市、丹波 市、朝来市、美方 郡	1 人	1 人

			る数
(略)	(略)	(略)	(略)
第 4 区	豊岡市、丹波篠山 市、養父市、丹波 市、朝来市、美方 郡	1 人	1 人